

個人住民税に係る配当控除率の適用誤りについて

1 事象

令和 3 年度から 7 年度までの個人住民税において、配当所得を含む課税総所得金額等が 1,000 万円を超える人のうち、「剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配、特定株式投資信託の収益の分配（以下、剰余金の配当等という）」にあたる配当所得について「税額控除する配当控除の割合（以下、配当控除率という）」を 1.4% とすべきところを、誤って 0.7% として賦課決定していた結果、配当控除額が不足し、住民税額が過大となりました。

2 経緯

4 月 27 日（月）に令和 8 年度個人住民税の賦課決定に係る事務を行うに当たり、配当控除率が 10% でない人についてシステムから抽出し、配当控除率が適切に処理されているか確認を行いました。

併せて、税額を減少させる賦課決定のできる 3 年度から 7 年度までの処理が適切にされているかも確認したところ、複数の処理誤りに気付きました。

3 原因

配当控除については、配当の区分及び課税総所得金額等により控除率が異なるため、賦課決定の根拠となる所得税の確定申告書に記載された配当所得の区分、配当控除額及び課税総所得金額等を基に個人住民税で適用すべき配当控除率を判定しています。（下表のとおり）

本事案については、配当控除率が 10% でない人の配当所得と配当控除率の整合性確認の際に、確定申告の内容から配当所得が「剰余金の配当等」であり、かつ課税総所得金額等が 1,000 万円を超えたことにより、所得税の配当控除率が 5% になっていたものを、当該控除率だけをもって「特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配」に該当するものとして処理した結果、住民税において 0.7% の控除率が適用されたことによるものです。

課税総所得金額等と 配当所得の区分による控除率	配当控除率			
	1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分	
	所得税	住民税	所得税	住民税
①剰余金の配当等	10%	2.8%	5%	1.4%
②特定株式投資信託以外の 証券投資信託の収益の分配	5%	1.4%	2.5%	0.7%
③一般外貨建等証券投資信託 の収益の分配	2.5%	0.7%	1.25%	0.35%

4 対象者

	対象者数 (人)	減額更正額 (円)
令和7年度	32	2,177,200
令和6年度	23	151,200
令和5年度	0	0
令和4年度	1	6,400
令和3年度	2	13,700
合 計	58	2,348,500

5 対応

該当する納税義務者へ経緯を説明したお詫び文書と、本来の税額が記載された決定通知書を5月中旬以降に送付し、過納となった税額については還付を行います。

6 再発防止策

今後、課内職員への指導を徹底し、マニュアルの整備及び税額決定の際のチェック体制の強化などにより、再発防止に取り組み、納税義務者の皆さまに対する信頼回復に努めます。

【お問い合わせ先】 総務部 課税課 課長 漕江 和貴(こぎえ かずたか)
電話：06-6902-7191 E-mail: som05@city.kadoma.osaka.jp